## 〇居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成十二年厚生省告示第三十三号)(抄)

(変更点は下線部)

口 要支援二 一万四百七十三単位 不 要支援一 五千三単位 二 (略)	イ (略)   イ (略)   コ 要介護二 一万九千六百十六単位   ホ 要介護三 二万六千九百三十一単位   ホ 要介護三 二万八百六単位   本 要介護四 三万八百六単位	改 正 案
ロ 要支援二 一万四百単位   二 (略)	イ (略)   イ (略)   イ (略)   ス 要介護二 一万九千四百八十単位   ホ 要介護二 二万六百単位   ホ 要介護二 二万六千五百八十単位   本 要介護四 三万六百単位	現 行